



建設業における労働災害発生状況について

令和5年度埼玉建設工事関係者連絡会議

令和5年6月27日(火)

埼玉労働局労働基準部健康安全課

主任地方産業安全専門官 吉野 信夫

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

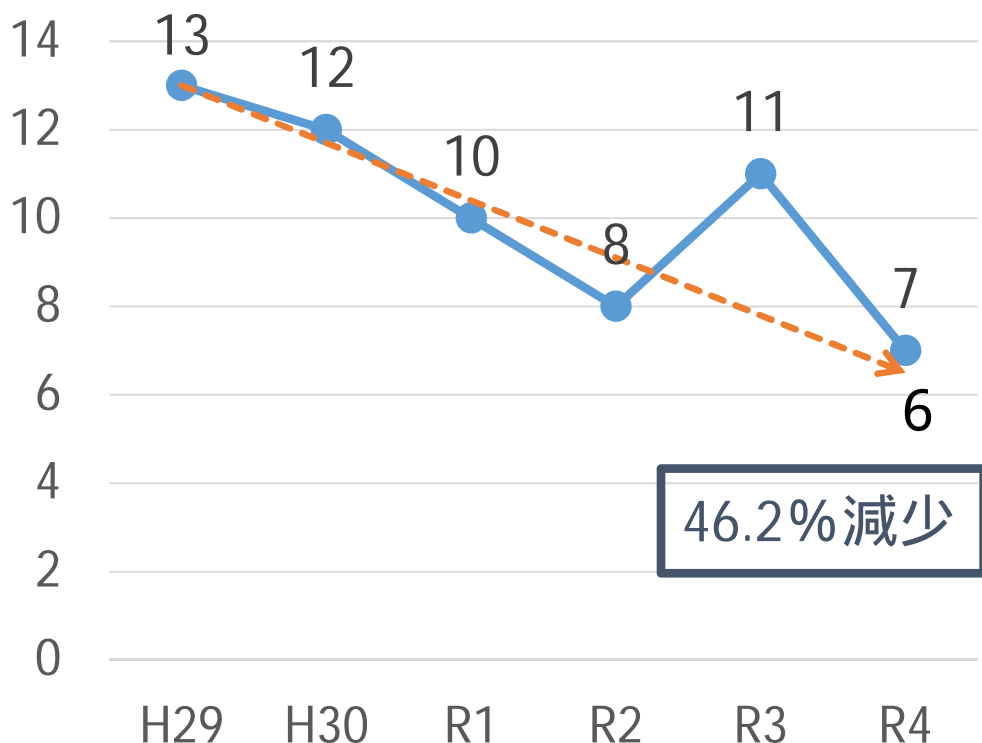
1 埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

埼玉第13次労働災害防止計画に定める建設業の目標

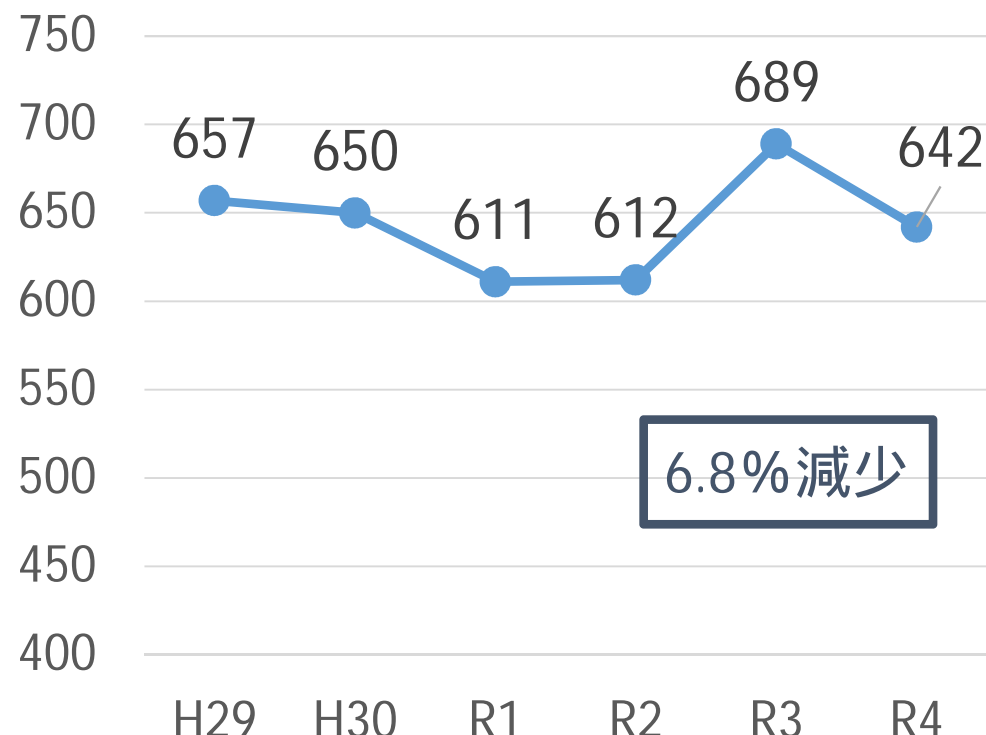
- 死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに50%以上減少させ **6人以下** とする。
- 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して20%以上減少させ **49人以下** とする。

平成30年～令和4年の死亡者が48人であることから目標達成

死亡災害



死傷災害



新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
出展：死亡災害報告、労働者死傷病報告

2 埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

令和4年建設業における死亡災害事例

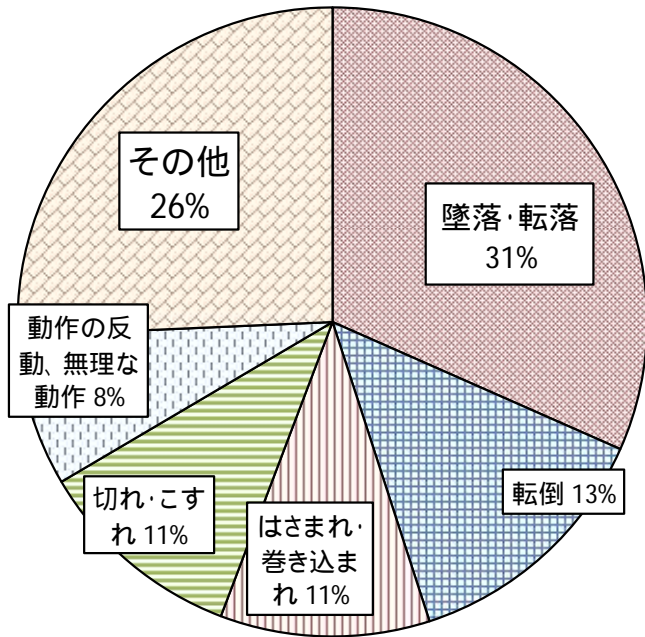
発生月	事業場規模	事故の型	被災者の年代	概要
4	10人未満	崩壊・倒壊	20代	重機を運転して建築物の解体作業中、建屋上部の一部が崩落して重機の運転席を直撃し、その下敷きとなったもの。
6	10人未満	高温・低温の物との接触	60代	戸建ての新築現場において、朝から入場していた作業員が、昼休み中から姿が見えなくなり、当該現場から数百m離れたところで熱中症で倒れていたもの。
7	50人以上 100人未満	高温・低温の物との接触	40代	共同住宅の水回り設備の取付作業に従事していた作業員が、体調の異変を感じ、屋外に出て休憩したのち、熱中症で倒れたもの。
8	10人以上 50人未満	はさまれ・巻き込まれ	30代	ドラグショベルの清掃のため、キャタピラの間に入り作業を行っていたところ、上部回転体が回転したため、上部回転体とキャタピラの間に取り付けられた付属機器との間に頭部を挟まれたもの。
10	10人未満	墜落・転落	50代	住宅の外壁等補修工事で、屋根の塗装下地の塗布作業中、約6mの高さから墜落したもの。 墜落制止用器具及び保護帽の着用なし。
11	10人未満	墜落・転落	20代	住宅の外壁等補修工事で、1階屋根上の清掃作業中、約4mの高さから墜落したもの。 墜落制止用器具及び保護帽の着用なし。
11	10人未満	墜落・転落	70代	住宅の雨どい交換工事中、屋根上の足場から墜落したもの。 墜落制止用器具及び保護帽の着用なし。

3 埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

事故の型別災害発生状況（令和4年確定値）

労働災害の発生原因（令和4年）

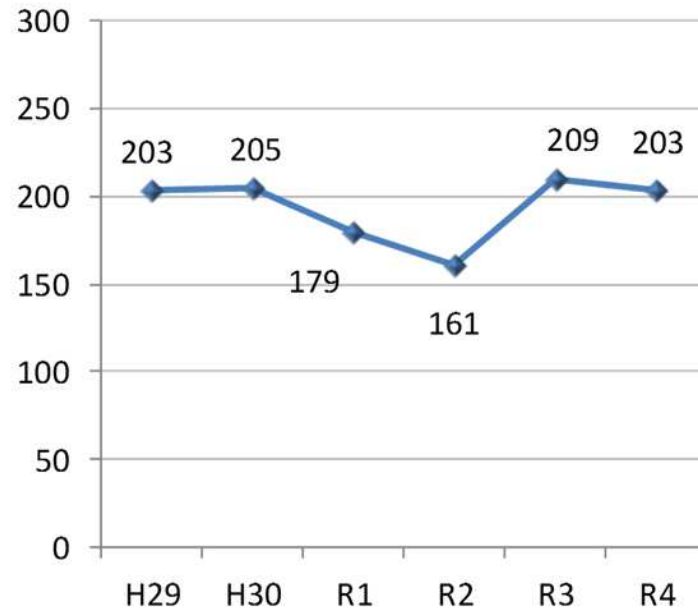
労働災害で「**墜落・転落**」が最も多く**約31%**
 （うち骨折などにより約7割が休業1ヶ月以上）



出展：労働者死傷病報告

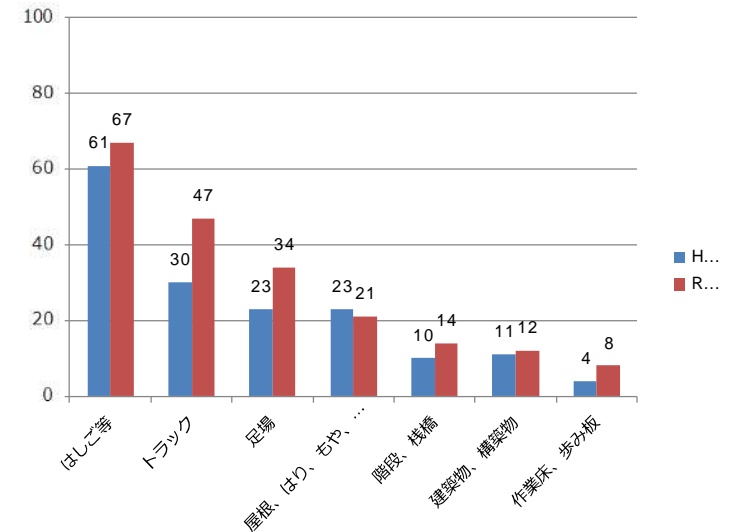
墜落・転落災害の推移（令和4年）

令和4年の**死傷者数**は
 平成29年比で**増減なし**



墜落・転落災害発生状況（令和4年）

はしご等は、増加傾向。
 平成29年比で**9.8%増**

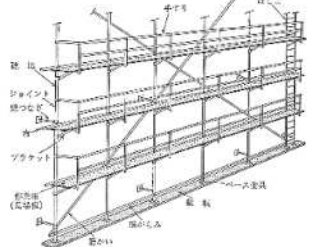


出展：労働者死傷病報告（令和4年）

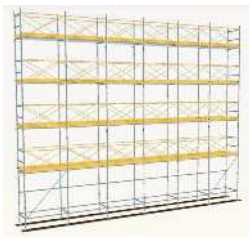
労働安全衛生規則改正について

1 一側足場の使用範囲を明確化

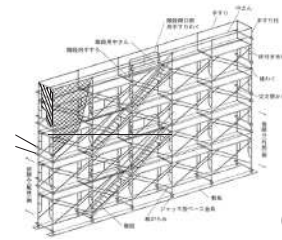
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（ ）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



（ ）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

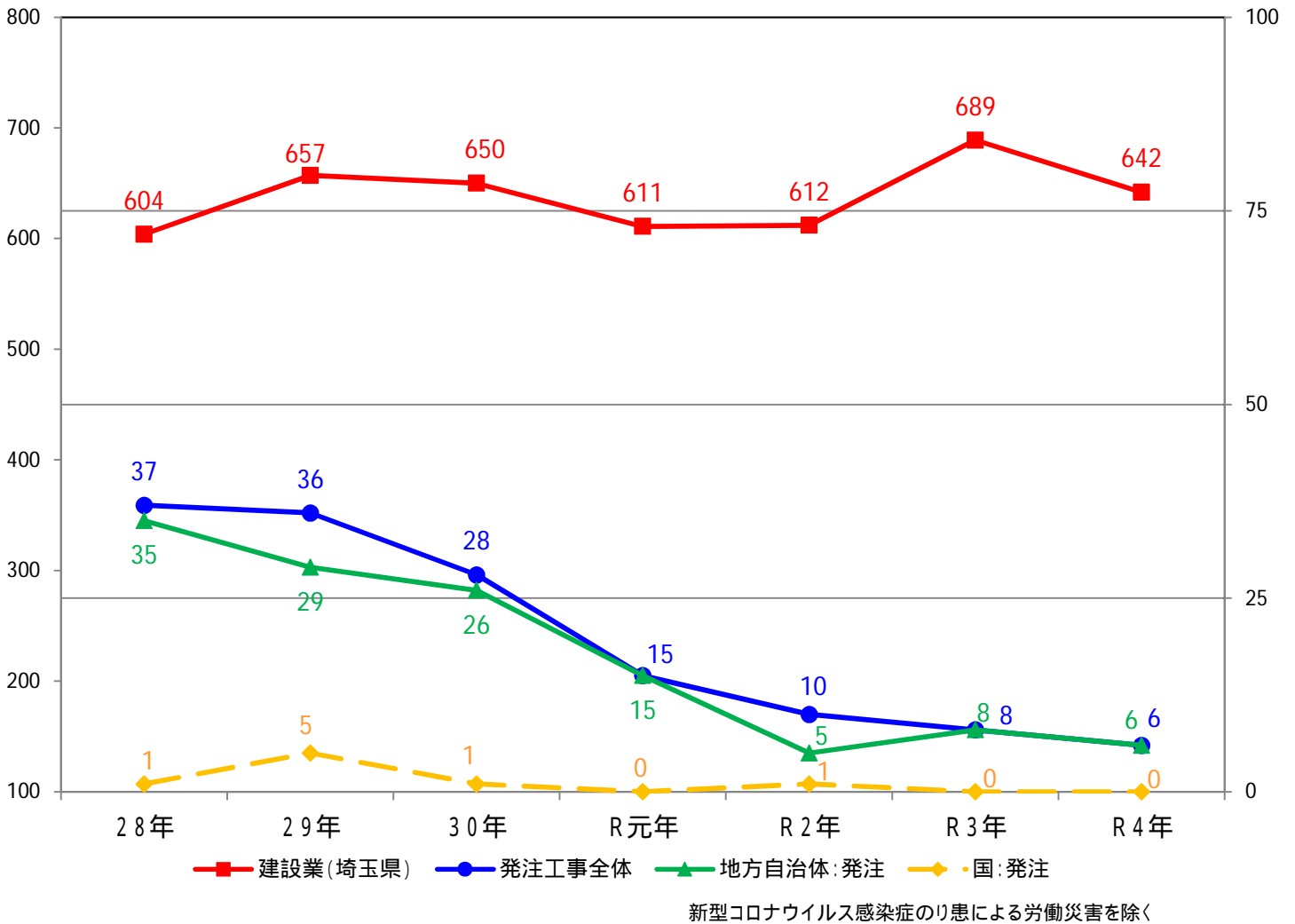
4 施行日等

公布日：令和5年3月

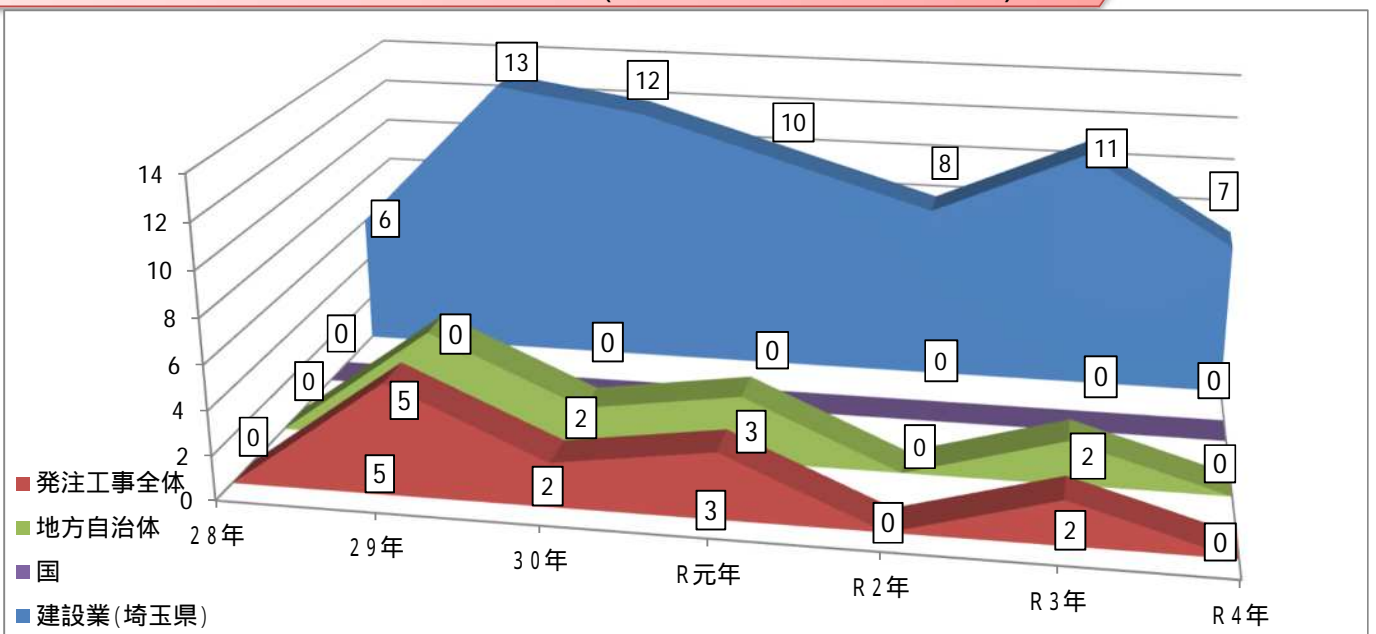
施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

公共発注工事に係る労働災害の現状

公共発注工事に係る死傷者数の推移(平成28年～令和4年)



公共発注工事に係る死亡者数の推移(平成28年～令和4年)



平成28年～令和4年の死亡災害発生状況 (国発注0件/地方自治体発注:12件):令和4年については、死亡災害は0件です。

国(国土交通省):該当なし

地方自治体:土木10人、建築2人/崩壊倒壊6人(構造物、地山)、墜落転落1人(開口部、足場、屋根)、挟まれ・巻き込まれ2人(クレーン、トラック、掘削用機械)、飛来、落下1人(金属材料)、激突1人(トラック)、おぼれ1人(水)/年齢:20代1人、30代5人、40代1人、50代3人、70代2人/経験年数:1年未満2人、1年3年以上5年未満1人、5年以上10年未満1人、10年以上20年未満3人、20年以上30年未満2人、30年以上2人

平成28～令和4年 公共発注工事に係る労働災害発生状況（埼玉局）

(業種別) 小分類(外周)は、各分類内の割合

(事故の型別)

